

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1009 号（諮問第 1671 号）

件名：許可取消処分に関する決裁書類等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 11 月 26 日

2 原処分

令和 2 年 12 月 9 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 12 月 11 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 24 日

5 答申

令和 4 年 6 月 30 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の記載内容から、本件請求対象文書は、知事が A 市において管理型産業廃棄物の処分をしていた B 社（以下「本件事業者」という。）に対して行った、廃棄物の処理に係る許可取消処分（行政処分）の決裁文書、当該取消処分について本件事業者へ通知した文書の控え、当該取消処分について他の地方公共団体（都道府県、市町村）へ通知した文書の控え及び通知した地方公共団体（都道府県、市町村）が分かる文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、本件請求対象文書は、産業廃棄物処理施設の許可取消という行政上の重要な意思決定に係る文書であり、愛知県行政文書管理規程別表のうち 10 年保存である「所管行政上の重要な意思決定を行うた

めの決裁文書」に該当するものと考えられることから、保存期間を 10 年と定めたものであるとのことである。そして、実施機関によれば、知事は A 市において管理型産業廃棄物の処分をしていた本件事業者に対し、平成 17 年度に廃棄物の処理に係る許可取消処分を行ったことから、本件請求対象文書は平成 17 年度に作成され、「産業廃棄物行政処分」の行政文書ファイルにおいて管理されていたものであるが、当該行政文書ファイルの保存期間は 10 年であったことから、平成 28 年度に廃棄済であるとのことである。

イ 当審査会において、平成 17 年度当時の愛知県行政文書管理規程の内容を確認したところ、第 60 条第 2 項において「行政文書の保存期間は、別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づき主務課長が定めるものとする。」と規定されており、別表には「所管行政上の重要な意思決定を行うための決裁文書」が 10 年保存と規定されていることが認められた。

また、当審査会において、平成 27 年度保存文書目録（廃棄）の内容を確認したところ、保存期間や簿冊名について実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、当該目録に記載された「産業廃棄物行政処分」の簿冊の経過措置の欄には、廃棄と記載されていることが認められた。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書は既に廃棄済であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ① A 市において管理型産業廃棄物の処分をしていた B 社に係る許可取消処分の決裁文書（稟議^{りんぎ}したもの）（原本）
- ② ①の許可取消処分を B 社に通知した取消し文書（控え）
- ③ ①の許可取消処分をほかの地方公共団体（都道府県、市町村）に通知した文書（控え）
- ④ ③の通知をどの地方公共団体（都道府県、市町村）に発したのかがわかる文書